



鳥取県公報

令和3年8月6日(金)
第9324号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(422) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出(423) (〃) 3
	県営土地改良事業の工事の完了(424) (東部農林事務所) 4
	鳥取県漁業調整規則による聴聞(425) (境港水産事務所) 4
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催(住まいまちづくり課) 4
	採石業務管理者試験の実施(治山砂防課) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(警察本部生活安全企画課) 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(〃) 7

告 示

鳥取県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、介護予防事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市東巖城町219	訪問介護	令和2年11月4日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	訪問介護ステーション秀華会	米子市両三柳323-1	"	令和3年2月16日
"	"	"	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	"	令和3年6月1日
"	"	訪問看護ステーション秀華会	米子市両三柳323-1	訪問看護	令和3年2月16日
"	"	"	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	"	令和3年6月1日
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2-1	共創未来 米子中町薬局	米子市中町83	居宅療養管理指導	令和3年6月30日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	24時間定期巡回秀華会	米子市両三柳323-1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和3年2月16日
"	"	"	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	"	令和3年6月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	訪問看護ステーション秀華会	米子市両三柳323-1	介護予防訪問看護	令和3年2月16日
"	"	"	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	"	令和3年6月1日
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2-1	共創未来 米子中町薬局	米子市中町83	介護予防居宅療養管理指導	令和3年6月30日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市東巖城町219	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和2年11月4日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	訪問介護ステーション秀華会	米子市両三柳323-1	〃	令和3年2月16日
〃	〃	〃	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	〃	令和3年6月1日

4 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	ケアプランセンター秀華会	米子市両三柳323-1	令和3年2月16日
〃	〃	〃	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	令和3年6月1日

鳥取県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、居宅介護支援事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社米子テクノサービス	境港市清水町761-1	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	訪問看護	令和2年11月1日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	訪問看護ステーション秀華会	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	〃	令和3年6月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
株式会社米子テクノサービス	境港市清水町761-1	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	介護予防訪問看護	令和2年11月1日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	訪問看護ステーション秀華会	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	〃	令和3年6月1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	休止年月日
グレイス合同会社	米子市上福原六丁目4-17	ケアプランセンター秀華会	米子市旗ヶ崎六丁目2-57	令和3年6月1日

社	17	会	57	1日
---	----	---	----	----

鳥取県告示第424号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和3年8月6日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 祢宜谷地区 ため池等整備	令和3年7月14日

鳥取県告示第425号

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第51条第1項の規定により船舶の停泊を命ずることに伴い、同条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

令和3年8月6日

鳥取県境港水産事務所長 寺 田 ル ミ

- 1 聴聞の日時 令和3年8月24日（火）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-20
みさき会館会議室
- 3 事案の内容 鳥取県漁業調整規則第51条第1項の規定により船舶の停泊を命じようとするものである。

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和3年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和3年10月26日（火） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所環境建築局建築住宅課、西部総合事務所環境建築局建築住宅課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市企画課、鳥取市各総合支所及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

令和3年8月31日（火）から同年10月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和3年10月1日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

鳥取市幸町71 鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市役所本庁舎 5 階54番窓口）

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 4,400 円とし、受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当（電話0857-26-7363）

鳥取市都市整備部都市企画課都市計画係（電話0857-30-8342）

6 その他

- (1) この講習会は、令和3年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講に当たっては、マスクの着用等必要な措置をとること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、屋外広告物講習会を中止し、又は延期する場合は、鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>)においてその旨を掲載する。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第50回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和3年10月8日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4 階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。） イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2 時間

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和3年8月16日（月）から同年9月8日（水）までの各日（日曜日及び土曜日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和3年9月8日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,100円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 5 合格者の発表等
 - 合格者の発表日等については、試験の当日に試験会場において案内する。
- 6 その他
 - (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
 - (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。
 - 県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）
 - 鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）
 - 八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）
 - 中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）
 - 西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）
 - 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
 - 鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）
 - (2) 経験者講習
 - 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）
 - ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和3年9月9日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和3年9月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年8月6日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年9月5日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和3年9月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和3年9月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年9月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年9月14日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年9月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和3年9月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年9月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。